

関経連は、その創立趣旨の中で「重要財政経済問題に対し周到適切なる科学的検討を加へ、産業人の自由なる創意と活潑なる活動を促進する総合研究機関」とうたっており、2007年10月に再定義した使命のなかにも「会員の声をふまえた関西らしい思い切った政策提言」を掲げている。第3期中期計画でも「ビジネス基盤」整備に資する事業として取り組みを進めている。

現場から生まれる会員の声と、時代を先取りする視点をふまえた調査研究により、課題提起を意識して行ってきた関経連独自の政策提言活動について、この3年間を中心に振り返る。



独自の立場からの 政策提言を続けてきた関経連

関経連は創立以来、独自の視点・立ち位置から政策提言を行ってきた。故菅野和太郎・元関経連常任理事事務局長は、当時、「総べて東京財界に追随する必要もなく、東京財界より独立した意見を関西財界も発表して然るべきであると考へさせられたものである。否な東京より独立した関西財界の意見を発表することが我国経済に却つて寄与することもあると確信するに至つたことが関西経済連合会を産ましめた一原因でもある」と述べている。

近年、財界の意見は東京の経済団体に集約されてい

る感があるが、医療における「セカンド・オピニオン」のように、別の立場や切り口からの意見具申もわが国には必要である。

当会では創立時の思いを引き継ぎ、これまで政府などに対し、税財政のあり方や企業関連法制度、環境・エネルギー政策、働き方改革などに関して原理原則を示した上で、関西の経済界の意見を取りまとめ、具体的な要望として提言することでその役割を果たしてきた。創立当初から連綿と続けてきた提言活動が、企業が活動しやすい環境整備、ひいては日本経済活性化に貢献してきたのである。

最新の意見発信としては、今年5月・6月と2度にわたり行った新型コロナウイルス感染症への対応など

に関する要望があげられるが、今号では、第3期中期計画において「ビジネス基盤」と位置づけ取り組みを進めている、「経済財政」「企業法制」「環境・エネルギー」「雇用労働」の4分野に関する意見書・提言に絞って直近3年間の活動を紹介する。

近年の当会の主張

○日本の危機にも素早く対応

当会ではこれまでも経済危機や災害など日本が危機に見舞われるたび、迅速な回復に向けた要望等の意見表明や各種活動をタイムリーに行ってきた。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に際しても、感染拡大の早期収束と経済活動の迅速な回復に向け、さまざまな活動に取り組んだ。その一環として、緊急事態宣言が各企業の事業活動などに与える影響、政府の一連の緊急対応策の効果について、会員企業に対し緊急アンケート調査およびヒアリングを実施し、その結果に基づく要望書を取りまとめ、5月・6月と2カ月連続で公表した。今後も、経済・社会課題を感度高く見据え、適時適切に要望・提言活動を実施していく。

「新型コロナウイルス感染症 追加的対策に関する緊急要望」(2020年5月8日公表)

新型コロナウイルスの感染拡大や政府による緊急事態宣言の発令が、わが国経済そして国民生活に与える影響が日に日に大きくなる状況を受け、当会では事業者・生活者への支援などを中心に一刻も早く政策へ反映すべき事項を「10の緊急要望項目」として取りまとめた。

具体的には、雇用調整助成金等の拡充・見直しやテナント賃料等に関する支援充実といった企業の雇用維持・事業継続等につながる要望のほか、治療薬・ワクチンの開発促進など感染拡大防止に向けた要望などを掲げた。

「わが国経済の早期回復と感染症を契機とした取り組みの加速に向けた要望」(2020年6月8日公表)

緊急事態宣言の解除を契機に徐々に経済活動が再開し始めるも、感染拡大については予断を許さない状況が続いていた6月には、第2弾として経済と医療の両面に言及した要望を取りまとめた。

医療の面では、今後の企業の事業環境を大きく左右する、感染拡大の第2波・第3波に備えた医療体制・危機管理体制の整備等を要望した。また、文化・芸術セクターやプロスポーツ等の事業継続・存続が危機的状況に陥っていることから、「積立準備金制度」の創設

をはじめとする具体的な支援策を要望した。さらに、デジタル化の遅れやサプライチェーンのあり方など今回の事態で顕在化したさまざまな課題の解決に向け、スピード感を持って取り組むことを要望した。

関経連が近年公表した主な意見書・提言

2017年	5月	●未来投資会議における企業関連制度改革に関する意見～日本型経営の再評価と企業の長期的発展に向けて～
	11月	●財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～税制改革を中心に～
	12月	●2030年度のエネルギーミックスの実現に向けて～エネルギー基本計画改定等に関する意見～
2018年	1月	●独占禁止法改正に関する意見～わが国経済の健全な発展に向けて～
	4月	●財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～財制改革を中心に～ ●実効性あるコーポレートガバナンスへの改革に関する意見
	9月	●今後の税制改革に向けた提言～財政健全化と経済成長の両立のために～
	10月	●独占禁止法の適正手続に関する意見
	12月	●パリ協定に基づく長期戦略策定に向けた意見～温室効果ガス低排出型の経済・社会の実現を目指して～
2019年	3月	●わが国のコーポレートガバナンスの強化に関する意見～企業と投資家との実効的な対話促進に向けて～
	4月	●財政健全化に向けた意見～国家財政のガバナンス強化と持続可能な社会保障制度の実現に向けて～ ●提言「多様な人材の柔軟な働き方を実現する雇用のあり方」
	9月	●中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス体制の構築に関する意見
	10月	●税制改革に向けた意見～健全で持続的な成長の実現に向けて～
	11月	●高齢者の雇用に関する意見
2020年	5月	新型コロナウイルス感染症 追加的対策に関する緊急要望
	6月	わが国経済の早期回復と感染症を契機とした取り組みの加速に向けた要望

- 経済財政に関する意見書・提言
- 企業法制に関する意見書・提言
- 環境・エネルギーに関する意見書・提言
- 雇用労働に関する意見書・提言

※各意見書・提言の全文は関経連ホームページに掲載。

○ 経済財政

人口減少、高齢化をはじめとする経済社会構造の変化をふまえ、財政健全化と経済成長の両立の実現につながる税財政改革について当会では提言を続けてきた。また、財務省幹部や内閣府等との意見交換など、さまざまな機会をとらえて情報発信・当会意見の反映に努めてきた。そして、このたびのコロナ禍を受け、財政健全化と経済成長の両立のあり方やめざすべき経済社会の姿があらためて問われている。今後、この点については当会としても検討を進めていくこととなるが、以下では、近年の税財政に関する当会の主張をまとめる。

税制改革

将来世代にこれ以上負担を先送りしないためにも、歳入面では安定財源の確保が重要であるとの認識から、当会としては、消費税率の引き上げを主張してきた。具体的には、10%への引き上げが過去2回先送りされた経緯をふまえ、2019年10月の確実な税率引き上げを求めるとともに、15%超への引き上げや軽減税率の廃止等を政府に求めた。

一方、消費税率の引き上げにより国民に負担を求めていく点を鑑み、2017年11月公表の意見書「財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～税制改革を中心に～」では、これまで経済界が主張してきた法人実効税率の一律の引き下げ論にピリオドを打ち、経済の好循環に寄与する政策に重点を置くべきであるとの主張を展開した。法人税に関するこうした主張は、現在も他の経済団体と一線を画しており、2018年9月に発表した「今後の税制改革に向けた提言～財政健全化と経済成長の両立のために～」に代表されるように、オープン・イノベーション、国土強靱化などのをしぼった形で法人税の優遇措置を求めている。

当会は、所得税についても政府に意見を表明している。2019年10月に策定した「税制改革に向けた意見～健全で持続的な成長の実現に向けて～」では、内需拡大や社会安定といった観点から、経済界として中間層の活力維持・向上の必要性を正面から主張した。所得控除制度の縮減と税額控除方式への移行、税と社会保険料の負担を一体的に調整できる給付付き税額控除（日本版「社会保険料負担軽減税額控除」）の導入など、具体的かつ踏み込んだ内容となっており、こうした主張を行う経済団体は他に例を見ない。

財政改革

わが国の財政健全化目標の一つとして国と地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス、PB）の2025年度の黒字化が掲げられているが、その道筋を見通せない状況が続いている。当会ではこれまで、国債に依存するわが国の財政について強い懸念を表明するとともに、その制度的・構造的問題として横たわっている人口減少下での社会保障制度のあり方等に焦点を当て、提言を行ってきた。

2018年4月に公表した意見書「財政健全化と経済成長の両立に向けた税財政のあり方～財政改革を中心に～」では、社会保障制度改革を進めるための原理・原則を示すとともに、必要な改革メニューを提言した。例えば、「医療」については、医療費の自己負担割合の一律3割化や受診時定額負担（500円）の実施を、「年金」については、年金受給開始年齢の70歳以降の繰り下げ選択制の導入、私的年金の普及促進などを求めてきた。「年金」については、2020年5月に年金改革法が改正され、受給開始年齢の上限が75歳まで引き上げられたほか、私的年金の拡充もはかられるなど、当会の主張が一定程度反映された。

また、徹底した行政サービスのデジタル化も求めてきた。2019年4月には「財政健全化に向けた意見～国家財政のガバナンス強化と持続可能な社会保障制度の実現に向けて～」を取りまとめ、マイナンバーの銀行口座への付番義務化やマイナンバーカードの将来的な取得義務化などを要望した。

国家財政のガバナンス強化

これらの税財政改革を実行するにあたり、長期にわたる財政規律を確保する仕組みが不可欠であることか



大阪市内で開かれた政府の財政に関する分科会の地方公聴会にて当会主張を表明（2019年5月）

ら、2013年以降、当会は財政健全化目標に基づき中期財政フレームや単年度予算を編成する「財政健全化基本法(仮称)」の制定を求めてきた。前述の2019年4月公表の意見書では、こうした主張を強化し、客観的・中立的な立場で経済分析・将来推計を行う「独立財政機関」の設置も訴えた。

今後、コロナ禍を契機にわが国、そして関西が見直すべき課題をふまえつつ、わが国の税財政のあり方について議論を深め、今秋にも独自の視点から意見を取りまとめる予定である。

○企業法制

企業活動の中心となる法制度・会計制度、コーポレートガバナンスなどの各分野に関する課題についても調査研究を継続的に行っており、適宜、意見を表明してきた。なかでも四半期開示の義務付け廃止、形式よりも実質を重視した企業の自主的ガバナンス改革の促進、独占禁止法に関する意見などは、当会独自の視点からの主張である。

近年の活動としては、2017年5月に意見書「未来投資会議における企業関連制度改革に関する意見～日本型経営の再評価と企業の長期的発展に向けて～」を発表。四半期開示制度の抜本の見直しをはじめ、自主的かつ実質的なコーポレートガバナンス改革などを求めた。

続く2018年は、1月に「独占禁止法改正に関する意見～わが国経済の健全な発展に向けて～」、10月に「独占禁止法の適正手続に関する意見」と、独占禁止法に関する2つの意見書を公表。公正取引委員会による法執行にあたり企業の正常な経済活動を萎縮させてはならないとの考え方のもと、企業の防御権をはじめとする適正手続の確保をあらためて求めるとともに、課徴金の水準引き上げの見直しや、課徴金減免制度の運用について明確な基準を定め公平性を確保すること等が必要であるとの意見を表明した。これらの意見書で要望した依頼者・弁護士間秘匿特権については、実現に向けた当会の積極的な活動の結果、2019年6月に成立した改正独占禁止法において部分的に導入された。

そして、近年特に力を入れて意見を発信している分野が“コーポレートガバナンス”である。2018年6月に政府が行ったコーポレートガバナンス・コードの改訂などの動向をにらみながら、改訂直前の4月には

「実効性あるコーポレートガバナンスへの改革に関する意見」を発表。また改訂後の2019年3月には、「わが国のコーポレートガバナンスの強化に関する意見～企業と投資家との実効的な対話促進に向けて～」を発表した。意見書では、四半期開示の義務付けの廃止や、コーポレートガバナンス・コードは柔軟性を持たせた制度設計とすべきことなどを主張した。

2019年9月には「中長期的な企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス体制の構築に関する意見」を発表。この意見書は、従来の当会の主張である、企業は多様なステークホルダーとの関係を重視しながら企業価値を持続的に高めていくべきといった基本的な考え方や、四半期開示の義務付け廃止といった提言項目について中部経済連合会、九州経済連合会、北陸経済連合会の賛同を得て、4団体連名にて取りまとめたものである。

提言活動と並行して当会の考えを発信する活動にも注力している。2019年10月には、実効性あるコーポレートガバナンス実現への機運醸成をはかるべく、シンポジウム「実効性あるコーポレートガバナンスの実現に向けて」を東京にて開催、会員企業、関係官庁等から150名超が参加した。

さらに、2020年1月には米国の経営者団体であるビジネス・ラウンドテーブル(以下、米BRT)等を訪問し、米BRTが2019年8月に株主第一主義を見直す宣言を発表した背景のほか、宣言の評価や今後予想される展開等について意見交換した。



米BRTで説明を受ける松本会長(2020年1月)

米BRT宣言において表明されたマルチステークホルダー主義は、ダボス会議の主要テーマとなるなど国際的な関心が高まっていたが、コロナ禍に直面し、世界が企業の持続可能性にさらに注目するなかで、その重要性が広く認識されるに至っている。当会では、マルチステーク

ホルダー主義をはじめとする日本企業の経営哲学は、世界から評価される普遍的価値を有するものであるとこれまでも繰り返し主張してきた。コーポレートガバナンスをめぐる世界の潮流を的確にとらえ、引き続き独自の視点からの意見を発信していく。

○環境・エネルギー

地球温暖化対策、エネルギー政策に対しても国内外の政策の動向や社会情勢に応じたタイムリーな意見発信を続けている。

2011年の東日本大震災以降、原子力発電所の長期停止によって日本のエネルギー自給率は大幅に低下した。また、再生可能エネルギーの大量導入が進むも、FIT（固定価格買取制度）賦課金による国民負担の増加といった課題が顕在化した。エネルギーの安定供給がおびやかされ、電気料金が高止まりするなか、2017年8月に、政府が、2030年のエネルギー政策のあり方を示す「エネルギー基本計画」の改訂に関する検討を開始したことを受け、当会では同年12月に「2030年度のエネルギーミックスの実現に向けて～エネルギー基本計画改定等に関する意見～」を公表した。意見書では、エネルギー政策においては、S+3E、すなわち安全性の確保を大前提としつつ、「経済効率性」「安定供給」「環境適合性」のバランスが重要であり、なかでも低廉かつ安定的な電力供給の実現は、経済活動に不可欠であるという企業の声を強調した。これに加え、エネルギー政策の重要性が国民に十分理解されているとは言いがたい状況をふまえ、エネルギー教育の必要性についても要望した（表1）。

表1 「2030年度のエネルギーミックスの実現に向けて」のポイント

〈S+3E実現に向けた意見〉	
POINT 1	安全確保 S: Safety ○安全対策に関する国民全体への理解の浸透
POINT 2	経済効率性 E: Economic Efficiency ○原子力の早期再稼働などによる代替火力燃料費低減 ○FIT（固定価格買取制度）の抜本的な見直しによる賦課金負担軽減
POINT 3	安定供給 E: Energy Security ○中長期的なベースロード電源の確保、原子力発電の新増設・リプレイス、および核燃料サイクル全体の着実な推進 ○再エネ大量導入に伴う系統安定性の確保
POINT 4	環境適合性 E: Environment ○カーボンプライシングの導入・拡充には反対 ○関西経済界として地球全体のCO ₂ 排出削減に貢献
〈エネルギー教育の充実〉 ○初等・中等教育におけるエネルギー教育の充実	

世界に目を向けると、中国やインドなどの経済成長に伴い、世界のエネルギー需要の大幅な増加が見込まれる一方、欧州を中心に環境至上主義ともいえる風潮が高まり、脱炭素化のうねりが国際社会全体に影響を及ぼしつつある。日本では政府が2018年8月に、パリ協定に基づく2050年を見据えた長期戦略の策定に向けた議論を開始。こうした国内外の動きをふまえ、当会では2018年12月に「パリ協定に基づく長期戦略策定に向けた意見～温室効果ガス低排出型の経済・社会の実現を目指して～」を取りまとめた。地球規模での気候変動に影響を及ぼす温室効果ガスの排出削減は、国際社会全体が取り組むべき喫緊の課題であり、長期戦略により世界がけん引されるような実効性ある政策を推進すべきであるとした上で、関連する研究開発や環境投資の拡大、イノベーションの進展などにより環境と経済の両立の実現を要望した（表2）。また、わが国の優れた環境技術・サービスなどを生かしてグローバルな脱炭素化に貢献していくべきであるとし、国際的公平性の確保に向けて、国際的なルールづくりを日本主導で進めていくべきであると提言した。

表2 「パリ協定に基づく長期戦略策定に向けた意見」のポイント

〈基本的考え方〉	
POINT 1	S+3Eが大原則
POINT 2	目指すべきは環境と経済成長の両立
POINT 3	経済界として環境と経済成長の好循環に貢献
〈提言項目〉	
〈イノベーション〉 イノベーション創出と全ての部門での実装を最大限支援すべき	
〈グリーンファイナンス〉 環境と経済成長の両立につながる資金の循環を生み出すべき カーボン・プライシングや直接的な規制については、導入もしくは拡充すべきではない	
〈国際貢献・海外展開〉 優れた環境技術・サービス等を活かしてグローバルな脱炭素化に貢献していくべき	
〈国際的公平性〉 地球規模での長期大幅削減を実現するために国際的公平性を確保すべき	
〈ゼロ・エミッション電源〉 実用化段階にあるゼロ・エミッション電源としての原子力発電を活用すべき	

2019年4月には、同年6月に開催されたG20大阪サミットに先立ち「パリ協定に基づく長期戦略に関するシンポジウム」を開催。経営者、研究者、次世代を担う若手社員を交えたパネルディスカッションなどを通して、当会の主張や長期戦略に対する理解の醸成に努めた。

今後もS+3Eのバランスが取れ、経済成長と両立するエネルギー・環境政策が推進されるよう、政策提言を行っていく。

当会の「雇用労働」に対する考え方

基本的な考え方

- ・ 事業環境の変化の加速、優秀な人材の国際的な獲得競争の激化
- ・ 従来型の採用・育成・処遇制度が足枷となりかねない状況



- ・ 日本型雇用システムの将来を俯瞰した見直しの局面。従来システムの良い面は活かしつつ、新たな雇用のあり方を個々の経営戦略に応じて追求することが必要
- ・ 政府には、企業の変革を後押しする雇用労働政策の推進とともに、企業単独でなく社会全体で対応すべき課題の解決に期待

中期的な雇用のあり方～多様性と流動性を高める～

(1) 企業における雇用の多様性を高める方策

- ・ 企業は、人材の獲得と育成、評価・処遇の複線化を進める
- ・ 働き手には、能力開発とキャリア形成の自律が求められる
- ・ 大学との継続的な対話により、必要な人材像の共有をはかる

【政府への要望】

- ・ 労働条件の決定・変更に関する法規制の緩和(労使自治の大原則を尊重した、就業規則の変更ルールの透明化)等

(2) 社外を含めた雇用の流動性を高める方策

- ・ わが国の持続的成長には、雇用の流動性を高め、多様な人材の適材適所を社会全体で実現することが不可欠
- 雇用にとどまらない就労場の拡充が必要

【政府への要望】

- ・ 解雇に関する規制の緩和(職務や勤務地限定の社員への当該職務や事業所等廃止時の対応など)等

高齢者・女性・外国人材の活躍推進

- (1) 高齢者の就労促進
- (2) 女性の活躍推進
- (3) 外国人材の受入れ



政府の法改正の動きに対し、「高齢者の雇用に関する意見」を公表

- ① 各社の多様な対応、自由度の高い判断が可能な柔軟な制度とすべき
- ② 企業への一律的な義務化につながる法制には反対
- ③ 企業の競争力強化・生産性向上の観点が重要

○雇用労働

当会では、国際競争力のある経営環境の実現を支える雇用・労働政策や法制の整備についても議論を深め、意見発信を行ってきた。

2019年4月には、提言「多様な人材の柔軟な働き方を実現する雇用のあり方」を発表した。生産年齢人口の減少に加え、技術革新やグローバル化等企業を取り巻く事業環境の変化のスピードが加速するなか、わが国経済の持続的な成長をはかるためには、多様な人材が柔軟な働き方により活躍する社会の実現が不可欠となる。こうした認識のもと、これまでの雇用・労働に関する課題を総括し、次の時代に向けた基本的考え方を示した上で、経済界として対応すべき事項と政府に求める政策を取りまとめ提言したものである。

優秀な人材の獲得に向けて、企業は従来型雇用の良い面は生かしつつも、新たな雇用のあり方を個々の経営戦略に応じ追及していくことが必要となる。提言では、中期的に雇用の多様性と流動性を高める方策として、人材の獲得と育成、評価・処遇の複線化、働き手の能力開発やキャリア形成の自律の支援、必要な人材像等に関する大学との対話の継続を提起した。政府には、労働条件の決定・変更や解雇に関する法規制の緩和とともに、雇用の流動性を高める環境を社会全体で整備することなどを要望している。

あわせて、多様な人材のうち、特に、高齢者、女性、外国人材の活躍に向け、企業の取り組みの促進とこれを後押しする政府の政策展開を求めた。

高齢者の活躍に関しては、政府は今般、70歳までの

就業機会確保に関する法改正を行った。この法改正の動きに先んじて、当会では2019年11月、「高齢者の雇用に関する意見」を取りまとめ、公表している。

意見書では、労働力人口が減少するなか、まずは企業がこれまで以上に、高齢者の雇用に関する社会的要請に応じていく必要性を認めた。その上で、政府が検討する70歳までの就業機会確保に向けては、健康状態や家庭の事情、意欲、能力などに関する個人差が65歳までよりもさらに拡大し、活躍の場も限定的になるという現実をふまえ、①各社の多様な対応、自由度の高い判断が可能な柔軟な制度とすべき、②企業への一律的な義務化につながる法制には反対、③企業の競争力強化・生産性向上の観点が重要、との意見を表明した。

コロナ禍により、リモートワークをはじめとする多様で柔軟な働き方への模索が緊急避難的に進められるなど、雇用・労働環境は刻々と変化している。こうした変化を敏感にとらえ、企業の生産性向上に結びつく雇用・労働のあり方に関する提言を今後も適宜行っていく。

今後も“関経連ならではの”政策提言を

当会では、今回取り上げた4分野はもちろん、その他さまざまな社会課題に対し、会員の声に真摯に耳を傾け、その声を各分野の活動を担う委員会での議論につなげることにより、これからも関経連ならではのエッジのきいた政策提言を行っていく。

(経済調査部 石川紘次・鍵田智也・井上幹雄・壺田梨花／
労働政策部 平岡潤二)